

## 委託契約書

京都市医療的ケア研修の実施に関し、京都市（以下「甲」という。）とNPO法人医療的ケアネット（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（委託する事項）

第1条 甲は、乙に対し、京都市医療的ケア研修（以下「研修」という。）を委託する。

（実施方法）

第2条 乙は、研修を別に定める京都市医療的ケア研修実施要綱により誠実に行うものとする。

（委託の期間）

第3条 研修を委託する期間は、契約日から平成21年3月31日までとする。

（実績報告）

第4条 乙は、甲に対し、平成21年4月30日までに研修実績報告を提出するものとする。

（委託料）

第5条 甲は、乙に対し、研修に要する費用として、委託料1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を支払うものとする。

2 前項の委託料は、乙の請求に基づく前金払いとする。

（経理状況報告）

第6条 乙は、研修の収支に関する帳票その他研修に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を速やかに報告しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、研修の全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ文書により甲の承認を受けたときはこの限りではない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、研修の実施に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。研修が完了した後も、また、同様とする。

（損害賠償責任）

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が研修を実施するうえで、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条に定めるところによりこの契約が解除された場合において、甲に損害を与えたとき。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、委託料の一部若しくは全部の返還を請求し、又はこの契約を解除することができる。

(1) この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) この契約の解除を申し出たとき。

(3) その他乙がこの契約に違反したと認められるとき。

(その他)

第11条 この契約について、疑義又は変更の必要を生じたときは、そのつど甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙